

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

木更津市

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業員に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい指摘を受け、総務省は各都道府県及び市町村に対し技能労務職員等の給与等の総合的な点検及び見直しに向けた取り組み方針の策定及び公表について実施するよう通知してきております。

本市では、この国民等からの厳しい指摘を受け止め、また、国からの通知を受けて、改めて技能労務職員等の給与等について総合的な点検をすることが必要であると考え、「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」を策定し、公表することといたしました。

## 1 現状

これまで本市の職員給与は、年功序列型の給与体系となっており、勤続年数が長くなればなるほど給料額は高くなる仕組みでした。また、昭和49年4月から行政職給料表と技能労務職の給料表が一本化されたこともあり、長年勤務した技能労務職員であれば行政職4級（係長職）の最高号給までの給料額を支給されることとなります。

このため、平成18年4月に国の給与構造の見直しに合わせ給与水準を平均で4.9%引き下げたものの木更津市における技能労務職員の各職種における平均給与月額には民間に比べ高いものになっています。

### (1) 技能労務職員等の職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ

職 種	人 数	平均給与月額	平均年齢
清掃職員	59人	359,145円	42.0歳
用務員	34人	369,105円	51.1歳
学校給食員	15人	391,575円	51.4歳

### (2) (1)に対応する民間従業員データ

職 種	平均給与月額	平均年齢
廃棄物処理業従業員	299,800円	43.3歳
用務員	227,200円	53.9歳
調理士	282,300円	43.1歳

※ 民間従業員データは、総務省から提供されたもので、厚生労働省が公表している「賃金構造基本統計調査」の中から抜粋されたものです。

なお、数値については、いずれの職種も平成16年～平成18年の3か年平均で廃棄物処理業従業員及び用務員については、全国計のデータ、調理士については千葉県データのデータとなっています。

※ 民間従業員データは、短期雇用のアルバイト等の非正規職員や派遣職員等も含まれています。

(3) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与等のデータ

清掃職員

年齢別	人数	平均給与月額
～20歳	0	—
21歳～30歳	6人	271,189円
31歳～40歳	20人	308,403円
41歳～50歳	23人	387,327円
51歳～60歳	10人	448,586円

用務員

年齢別	人数	平均給与月額
～20歳	0人	—
21歳～30歳	0人	—
31歳～40歳	3人	286,768円
41歳～50歳	9人	330,670円
51歳～60歳	22人	396,056円

学校給食員

年齢別	人数	平均給与月額
～20歳	0人	—
21歳～30歳	0人	—
31歳～40歳	2人	297,957円
41歳～50歳	3人	327,985円
51歳～60歳	10人	429,376円

(4) その他給与に関する事項（給料表、手当、昇給基準等）等

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法の規定に基づき条例及び規則に定めています。

給料表については、「職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第8号）」に規定しています。

特殊な勤務に従事したときに支給する特殊勤務手当については、「職員の特殊勤務手

当の支給に関する規則（昭和40年木更津市規則第10号）」の規定に基づき支給しています。

昇給基準については、「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年木更津市規則第4号）」に規定し、基準に基づき昇給を行っています。

## 2 基本的な考え方

今後の見直しに向けた基本的な考え方等

給与に含まれる特殊勤務手当につきましては、行政職に対するものも含め手当ての見直しについて平成17年度から本格的に取り組んできていますが、今後も、他市の状況等も勘案しつつ、現状の分析を行い、給与等の適正化に向けた取組を進めていきます。

## 3 具体的な取組内容

取組事項の具体的な内容等

給料表については、行政職と一本化した現行のもので良いのか、分割が必要なのか検討します。

特殊勤務手当については、手当そのもののあり方や妥当性などについて精査し、見直しを検討します。

昇給については、勤務実績による評価結果が給与に反映されるような新たな人事評価制度の導入を検討します。

## 4 その他

民間委託の推進、事務・事業の見直し等

『木更津市 行政経営アドバンスプラン』に基づき、事務・事業の見直しを行い、退職者不補充により逡減していく技能労務職員数に配慮しながら任用替えも考慮し、民間委託を推進し、効率的な行政運営に努めます。

これまで、平成18年6月に策定した『木更津市 行政経営アドバンスプラン（木更津市行財政改革5か年プラン改訂版）』において、「パートナーシップに基づく行政経営」の中で、これまで行政主導により提供してきた公共サービスの領域を、有効性や効率性の観点から見直し、官民連携による役割分担と責任に基づき公共サービスを提供する新たな手法「PPP（官民連携手法）」を導入するという方針が示されております。

民間に任せようがサービスの向上が期待できるものは、民間に任せるという考え方ですが、特に単純労務については、業務全般について民間委託化を検討し、順次委託化を進めていくこととされているため、これらに携わる技能労務職員については退職者の補充は行わず、削減に努めているところです。